

- ◆ 死亡者名義の物件の場合は、相続登記の手続き完了後に再度ご相談をお願いいたします。
- ◆ 所有者（登記名義人）が認知症など契約行為の出来ない場合は、成年後見制度のお手続きをお願いいたします。
- ◆ 不動産業者に相談済の場合、空き家バンク担当業者との併用が出来かねます。個人的に相談をされている場合は、登録時にどちらにされるかの選択をお願いいたします。
- ◆ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に該当する土地・建物の登録は出来かねます。
- ◆ 物件の損傷が激しい場合は登録をお断りする場合がございます。
- ◆ 登録に向けて家族や親族の方としっかり話し合い、考えや想いの確認・共有をお願いいたします。

認識相違によるトラブルや損失については一切の責任を負いかねます。

相談者情報	
住所	
連絡先	